3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、和歌山県西牟婁郡上富田町大字朝来地内の一般国道311号及び県道上富田南部線との接続点を起点とし、すさみ町江住地内の一般国道42号との接続点を終点とする延長約51㎞の主要幹線道路である。

本路線が存する和歌山県南部地域（以下「本地域」という。）は、漁業が盛んな地域であり、また、豊かな自然環境、温泉、海水浴場など観光資源に恵まれており、太平洋沿岸地域を結ぶ一般国道42号が本地域における産業や観光において重要な役割を担っているところ、京阪神方面から本地域へ至る自動車交通の高速化及び定時性の確保並びに災害時の代替路の確保を主な目的として、国土交通大臣により高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線（以下「近畿自動車道」という。）の整備が進められている。

本路線は、近畿自動車道の連結予定施設と位置づけられており、すさみ町内にすさみインターチェンジ（仮称）が設置されることにより一般国道42号とのアクセス道路の役割を担うことから、自動車交通量の増加が予測されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、最小車道幅員が2.2mであり、現道の98％の区間の車道幅員が5.5mに満たない狭小な道路であることに加え、曲線半径が30m未満の線形不良箇所が連続する見通しの悪い箇所が存在することなどにより車両同士の離合が困難となっており、自動車交通量が増加すれば、安全かつ円滑な通行に支障をきたすことが予測される。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良好な２車線道路が整備されることから、アクセス道路としての機能の確保が図られ、本地域における産業の振興及び経済の発展に寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者等が行った調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

また、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ及び準絶滅危惧として掲載されているハチクマの飛翔が確認され、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオオタニワタリが確認されている。鳥類のサシバ及びハチクマについては、営巣が確認されておらず、生息に適した同様の環境が周辺に広く存在すること、植物のオオタニワタリについては、改変区域には存在せず、周辺に同様の生育環境が広く残存することから、本事業の施行による影響は軽微であると予測されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、一般国道42号と近畿自動車道とのアクセス道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第４級の規格に基づき、バイパス方式により２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成11年12月３日に都市計画決定され、平成23年11月22日に変更決定された都市計画とのり面の一部を除き、基本的内容は整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う町道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、本路線は、国土交通大臣により建設が進められている近畿自動車道の連結予定施設とされていることから、その供用時期に合わせて整備する必要がある。

また、和歌山県町村会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県西牟婁郡すさみ町役場

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字石行、字丸嶋及び字カンジャ地内

○沖縄総合事務局告示第十号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十四年三月七日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　登録年月日　平成二十四年二月十三日

二　登録番号　沖小教第八号

三　登録小型船舶教習実施機関の名称　淵　光

四　住所　沖縄県南城市玉城字垣花４９９番地６０

五　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地並びに登録小型船舶教習所の種類

登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地	登録小型船舶教習所の種類
ひかり海事務所登録小型船舶教習所 沖縄県南城市玉城字垣花４９９番地６０	一級小型船舶操縦士第一種教習所、二級小型船舶操縦士第二種教習所、特殊小型船舶操縦士第一種教習所

官庁報告

国家試験

ＣＢＴによる平成23年度ＩＴパスポート試験合格者

ＣＢＴによる平成23年度ＩＴパスポート試験（１月実施分）の合格者を平成24年２月22日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成24年３月７日　経済産業大臣　枝野　幸男